

就 職

1. 就職指導と就職斡旋細則

学生の就職指導と斡旋ならびに企業等に対する本学のPR、就職先開拓のため、学内に就職課及び就職委員会が設けられています。

就職課では、就職を希望する学生に対して、特に、就職に関する就職対策講座・会社資料閲覧、就職指導・相談などを行い、各業界の実態などが十分把握できるようにしています。

学生は、自分の希望する企業に応募できることはもちろん、本人の学力・能力・性格により教授名で推薦する制度があります。

毎年度3年次に「就職ガイドブック」を配布しますので、就職ガイダンスには必ず参加してください。また、本学に寄せられた求人情報データは、学生個々の専用ユーザID・パスワードにより、本学ホームページの「求人検索NAV I」にアクセスし、学内はもとより自宅のパソコンからも簡単に検索出来ますので大いに利用してください。

学生の就職手続き、また就職課の事務処理などは、次の就職斡旋細則に基づいて行われています。

わからないことや知りたいことがありましたら、何でも就職課へ相談してください。

2. 就職斡旋細則

1. 本学は職業安定法第33条の2に基づいて、本学学生の就職斡旋を行う。

(1) 本学において就職斡旋を希望する学生（以下希望者という）は、本細則を遵守しなければならない。

(2) 卒業生については、本細則を準用する。

2. 就職希望者（自営、縁故、自由応募を含む）は、所定の登録をしなければならない。

3. 求人先に対する推薦及び斡旋手続は、原則として、同一時期一箇所とする。

4. 推薦を受けた希望者は、求人先の選考試験を必ず受験しなければならない。

もし、正当な理由で受験できない場合は、事前にその旨を就職課及び求人先に届けなければならない。なお、選考試験通知、採否（内定）通知などは、直ちに就職課に届出なければならない。

5. 推薦を受け、最初に採用内定のあったところをもって就職先と決定する。

従って、他に応募中のところがあればその応募を取消し、その後は就職の斡旋を行わない。

6. 就職に関する伝達は、掲示またはその他の方法による。

7. 就職希望者は、この細則並びに就職についての注意事項を遵守しなければならない。

就職に関して好ましからぬ行為のあった場合及び注意事項に反した場合は就職斡旋を取消し、または中止する場合がある。